

東地裁總第1236号

令和元年5月17日

山中理司様

東京地方裁判所長 垣内

正



司法行政文書不開示通知書

平成31年4月8日付け（同月10日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成30年11月以降、東京地裁事務局が司法行政目的で取得したカルロス・ゴーンの刑事事件に関する文書（例えば、平成30年12月21日に公表した、東京地検の準抗告を退けた理由の要旨が書いてある文書）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法第5条第1号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

(担当) 総務課 電話03(3581)2733 (ダイヤルイン)